

「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」に関する有識者会議(第2回)
議事概要

1. 日 時

令和2年4月20日(月) 午後4時30分から午後6時30分まで

2. 場 所

ウェブ会議

3. 出席者(敬称略)

(委員) 庵委員, 岩田委員, 新居委員, 水野委員, 山口委員, 山脇委員, 藤波委員

(ヒアリング者) 静岡県くらし環境部 河森佳奈子理事

外国人女性の会パルヨン ハッカライネン・ニーナ代表理事

岡山県総社市 譚俊偉職員

(事務局) 出入国在留管理庁: 在留管理支援部長, 在留支援課長

文化庁: 国語課長

4. 議 事

(1) ヒアリング

(2) ガイドラインの骨子案に関する意見交換

5. 発言概要

議事(1) ヒアリング

【静岡県くらし環境部の説明】

静岡県がやさしい日本語を施策に取り入れたのは平成23年の東日本大震災後である。災害時に全ての言語に対応することは難しいという課題に改めて向き合うことになり、検討の結果、効果的で迅速な着手が可能なやさしい日本語を活用しようということになったが、年1回程度の研修では県庁内でも市町でもやさしい日本語の必要性や有効性への理解が十分根付かせられなかったため、その活用は広がらなかった。

平成29年度に、まず自分たちの職場からやさしい日本語の活用を進めるため、県職員向けの「やさしい日本語の手引き」を作成した。内容は、やさしい日本語とはどういうものかを理解すること、やさしい日本語による文章の作り方の説明、活用できるようになるための練習問題、活用事例の紹介である。

手引の作成に当たって工夫した点は以下のとおり。

①やさしい日本語とはどういうものかを丁寧に説明した

②有効性をしっかりと示したこと(多文化共生課が平成28年度に外国人県民を対象に実施した調査における日本語理解の状況を数字で示し、静岡県に居住する外国人には英語よりも有効な情報伝達手段であることを説明した。)

③やさしい日本語による文章の作り方を順を追って説明した

④やさしい日本語に変換する前と変換後の文章の例を示した

作成に当たって苦労した点は、手引を読んだだけで実際にやさしい日本語の文章が作れるようになるように、分かりやすく、途中で投げ出したくない構成となるよう配慮したこと。実際に運用してみても課題としては、自主学習のための教材として手引を作成したが、自主学習での習得は難しく、年1回、受講者数50人程度の研修では普及にいたらなかったこと。

今年度は、県民にやさしい日本語を知ってもらえる機会として、おもてなしのためのやさしい日本語研修を行ったり、県の広報や資料をやさしい日本語で実施するための多言語広報指針の作成を行う等の取り組みにより、課題を克服していく。

【意見交換】

(委員)資料の最後にある動画作成について説明してほしい。

(ヒアリング者) 資料や研修だけでなく、広くやさしい日本語を知ってもらえるよう、露出を高めることを考えている。エレベーターの中の放映やYouTubeでの発信などを検討している。

(委員)行政職員向けの研修とのことであるが、所管部局のみでなく、他部局に広めることが大事と思う。そのあたりの取り組みがあれば紹介していただきたい。

(ヒアリング者)そのことは大きな課題であった。今回、研修は県庁の多文化共生の担当に限らず、県庁内の他部局、また市町で関心のある全ての職員を対象とし、参加してもらえるように考えている。

(委員)自分の職場では全職員対象の接遇研修で取り入れている。

【外国人女性の会パルヨンの説明】

やさしい日本語の意義とは、外国人住民が、自分で自分の人生や生活の主人公となるために必要なものである。外国人が情報を受け身の立場で受けるものと考えがちだが、やさしい日本語で情報を得ることによって、外国人ももっと日本の社会や、その地域に対して貢献できるようになる。

また、やさしい日本語は、外国人が自分の意見を言うための大切なコミュニケーションツールでもある。

ガイドラインに関する要望としては、日本語の文章をそのままやさしい日本語に書き換え、背景にあるその制度の説明が抜けている場合が多いが、制度の説明がないとやさしい日本語に書き換えている文章を読んでもわからない。やさしい日本語だけに訳すだけでは十分でなく、その後ろにある制度もしっかりと説明する必要がある。さらに、その訳した文章は日本語教育のためにも生かしていただきたい。会話の例文も載っていたら良いと思う。

また、窓口に行ったらまず英語で情報をもらうことがある。ただし、その英語のガイドブックの情報は日本語版の情報と比べて限られているので、やさしい日本語版もセットで欲しい。相手に合わせて、どの言語で出すか、どの言語のセットにするか、そうい

う指導もこのやさしい日本語のガイドラインに載せてもらいたい。

長く日本に住んでいる外国人でも日本語ができるとは限らない、職場で全く日本語が必要ではない外国人もいるので、長く日本に住んでいる外国人にとってもやさしい日本語はまだ必要であるということも、ぜひこのガイドラインに載せてもらいたい。

また、外国人利用者向けにやさしい日本語のポータルサイトが欲しい。今は外国人を支援している人たちのためのポータルサイトはあるが、外国人にとって使い心地のよいポータルサイトはまだないので、ぜひ作っていただきたい。

【意見交換】

(委員) やさしい日本語なら理解できると思われる外国人はどのくらいいるか。

(ヒアリング者) 京都の私たちの活動に参加している外国人の女性たちは、やさしい日本語ならばほとんどが理解できる。おそらく住んでいる地域や外国人の属性によって違う。

(委員) フィンランドにも「やさしいフィンランド語」のような取組はあるか。

(ヒアリング者) 実はある。ただし、それは外国人向けに考えているものではなく、障害者など向けのものである。日本語の場合は漢字があるので、やさしい日本語が特に重要であると考えている。

【岡山県総社市の説明】

現在、総社市の人口は約7万人ぐらいであり、そのうち1,755人、2.53%が外国人である。

総社市では、外国人に対して情報を日本語の広報誌で毎月届けていた。しかし、外国人は日本語の広報誌を読めず、児童手当等の重要な制度を理解できない外国人が多発するなどしたため、平成21年度から日本語の広報誌から大事な情報を抜き取り、ポルトガル語で広報誌を作成することとした。

総社市に住む1,755人の外国人の使用言語は27か国語であり、そのうちの50%ぐらいは日本語が少しは理解できると思う。総社市では平成22年度から市が日本語教室を日曜日に年間30回開催している。また、外国人とコミュニケーションをとるためのやさしい日本語研修も開催し、市の職員を始め、市民あるいはNPOの方々が参加できるようにしている。

また、現在は、英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語、やさしい日本語の広報誌により情報を届けているほか、コロナウイルスやその他の重要な情報、通知については、やさしい日本語に書き換えてSNSで伝えるなど、できるだけ日本人と同じようなスピードで情報が届けられるように頑張っている。

【意見交換】

(委員) 日本人の職員向けの取組について教えていただきたい。

(ヒアリング者) 年1回開催している職員向けの研修で、アドバイザーを招き、市役所の中で使う行政用語のやさしい日本語を外国人が本当に理解できるかどうかを確認するなどしている。

(委員) 総社市内の外国人のうち、やさしい日本語でどのぐらいの割合の人をカバーできると思うか。

(ヒアリング者) ブラジル人は7割くらい分かると思うが、全体では半分以下だと思う。やさしい日本語だけの対応にしようとしたが、難しいテーマに関しては、やさしい日本語とともに他の言語でも広報を続けることにした。

(委員) やさしい日本語はある程度、日本語を教えるということとセットでないと普及しないと思うが、いかがか。

(ヒアリング者) 市では日本語教室を開催しているほか、毎月1回、暮らし方教室を開催し、やさしい日本語に加えて保険制度やごみの出し方などが勉強できるようにしている。暮らし方教室では、ピクトグラムも学べる。

【横浜市のやさしい日本語のパンフレット作成に関わった委員の説明】

(委員) 横浜市は平成25年から平成28年にかけて「「やさしい日本語」で伝える一分かりやすく 伝わりやすい日本語を目指してー」を作成した。このパンフレットは前半の部分がやさしい日本語のルールで、後半が行政用語のリストという形で成果を公開している。前半は、やさしい日本語の作り方をかなり詳細に記述している。後半の語彙のパートはとても充実していて、全部で562の単語を、分かりやすく言うためにはどうしたらいいかという説明つきでリストアップしている。この作業を、市の担当職員と、我々専門家と、外国人住民の3者が集まり、3年かけて1個1個単語を吟味していった。

(委員) 地域の行政の専門家と我々のような言葉の専門家に加えて、実際のやさしい日本語の対象者である外国人住民と、3者の連携でやっているということが非常に重要である。特に語彙の部分は、地域差が多少あるかもしれないが、基本的に行政だけで使うものに絞って定訳を作っているので、広く使える内容であると思っている。

また、横浜市の取組が恒常的に続いてきていることが重要であったと思っている。

【意見交換】

(委員) 平成25年から28年まで3者協働で作成し、その後実践されてきた中で現在課題と感じていることは何か。

(委員) 現状の課題は、市の全職員にまだまだ認知してもらえてないというのが実感である。その上で、実際に全職員が自分たちでやさしい日本語を書けるようになるのはまたさらにその先の話なので、簡単に広まるものではないというのが実感としてある。

(委員) やはり行政の特にトップの方に理解していただくことが非常に重要である。

議事 (2) ガイドラインの骨子案に関する意見交換

【意見交換】

(委員) 「新潟県中越地震」を「新潟県中越地震・東日本大震災」とするべき。(9行目)

(委員) 書き言葉を対象としているといいつつ、データが会話に偏っているので検討すべき。(21行目)

(委員) 「通訳」は「通訳者」に修正すべき。(27行目)

(委員) ガイドラインは書き言葉についてのものということを「(2) 目的・ガイドラインが目指すもの」へ、早めに目立つように入れた方がよい。(33～34 行目)

(委員) 書き言葉を対象とすることは、「(2) 目的」の早い箇所に入れた方がよい。(33 行目)

(委員) このガイドラインは書き言葉を対象にしているので、「コミュニケーションを取り、ものごとを伝えようとする」の部分は順番が逆な感じがする。「コミュニケーションを取り、」は削除すべき。(40 行目)

(委員) このガイドラインではなぜ書き言葉を対象にするかという説明を加えるべき。(43 行～44 行目)

(委員) 46 行目の日本語レベルについて「不十分ではあるが、日本語で日本人となんとかコミュニケーションができる程度の外国人が理解できる日本語のレベルを中心として」など何らかレベル感に言及できないか。(46～47 行目)

(委員) ガイドラインは多くの自治体で作られており、どんなレベルのやさしい日本語で文章を作成するかを目安として、日本語のレベル感を明記しているところが多いので、何らかの目安を示した方が、使う方も分かりやすいのではないか。(46～47 行目)

(委員) 日本語のレベルを設定すると現場には喜ばれるが、例えば日本語能力試験 N4、N5 をレベルとする根拠はと問われると、誰も説明できない中、言及するのは差し控えた方がよい。また、近年試験が非公開になっておりどの語彙がどのレベルか分からなくなっている。(46～47 行目)

(委員) 「日本語でなんとかコミュニケーションができる程度」という言い方はあり得るのかもしれないが、結局、どういうレベルかはっきりしないことになるのではないか。

また、国なり、自治体がどのレベルの日本語学習機会を保障するという前提がない中で、具体的な日本語のレベルを入れるべきではない。(46～47 行目)

(委員) 受け手の外国人や支援者から見ても、レベル感を入れるのは違和感がある。(46～47 行目)

(委員) そうだとすると、初めてやさしい日本語に接する作り手には、どのようなやさしい日本語を目指せばよいか分かりにくいので、ガイドラインには例文を示すなどの対応をとるべき。(46～47 行目)

(委員) もしそうした対応をとるとすると、やさしい日本語の具体例をかなり入れていく必要が出てくる。ガイドラインではこの程度の記載が妥当だと考える。(46～47 行目)

(事務局) 文化審議会国語分科会において、CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に日本語能力のレベル等の共通の尺度を含む「日本語教育の参照枠」の議論が行われているところである。個別の民間試験のレベルを基準として掲げる場合、その根拠を求められることにならないか。そのあたりは慎重な検討が必要ではないか。(46～47 行目)

(委員) 「2. 」の「(1)簡潔な文章の作成」と「(2)外国人向けの分かりやすさの改善」の2つの区別が理解しにくいので、(1)は英語のプレインイングリッシュがどのようなものかを説明し、(2)は外国人向けのやさしい日本語について説明をすることにしてはどうか。ただし、(1)と(2)に分けることは非常にいいことである。(49 行目以降)

「①一文は短くする。」(83 行目)、「①漢語をできるだけ使わず、和語を使う。」(95

行目)は日本人向けの分かりやすい日本語の分類ではなく「(2)外国人向けのわかりやすさの改善」に入れるのが妥当ではないか。

(委員)第1段階、第2段階の2段階あるというところに対して、現場で一体何をする必要があるのかがわからない。専門用語に関して、制度そのものを説明してほしいという要望を踏まえると、ガイドラインにはフローチャートのようなものがあるといいのではないか。(49行目以降)

(委員)あらゆる文書の分かりやすさを議論するのは範囲として大きすぎて、「在留支援のために」に限定していかないと議論が難しくなる。冒頭で「在留支援のために」を明記する必要がある。(49行目以降)

(委員)「在留支援のための」は最初の定義のところに書いて、それ以外のところは再掲しないと書いておけばよい。2段階の明記は必要。本ガイドラインにおけるやさしい日本語の定義を明確にしないと、やさしい日本語の定義を(本委員会の意図を越えて)広く受け取られる可能性があるので記載すべきである。(49行目以降)

(委員)2段階に分けるというスタンスは賛成である。それぞれの個別の記載内容は議論が必要。(49行目以降)

(委員)2段階に分けるのはよいが、個別の内容はさらに議論する必要があるということで合意が得られた。(49行目以降)

(委員)やさしい日本語で文章を作成する際には、まず、誰に伝える文章か、何を伝えるための文章か、という設定を考えることが大事である。ガイドラインであるので、初めてやさしい日本語に触れる人にも分かりやすいよう、「『対象』と『目的』をしっかりと設定することが大事である」と明記するなど、分かりやすく導入の記述をしたほうがよい。(67～71行目)

(委員)「ごろ」「くらい」「など」はやむを得ず使用するのは構わないが、多用することは控えるべきである。それ以外の「ばかり」「ほど」「おそらく」「思われます」などは原則使わない方がいい。(108～112行目)

(委員)ルビについて、かつこ書きの記述はこのままでよい。ネット媒体である場合には、読み上げソフトや翻訳ソフトを使用する際にルビを付けないバージョンが必要である。そのため、「ネット媒体の場合にはルビを付けないものも同時に提供することを原則とする。」を加筆すべき。(153行目)

(委員)分かち書きは基準として出すのに、「文節ごとに」を守るのが難しい。(157～160行目)

(委員)入れるのであれば、小学校の国語の基準に準拠した書きぶりとするべきである。(157～160行目)

(委員)「チェック」ではなく「やさしさの確認」とすべきである。(173行目)